



# 第3回会合の主な意見等

---

令和6年3月28日

事務局

## 公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 公正競争の確保は、競争条件の公正と競争行為の公正の両面から規律することで初めて担保されること、通信事業は、NTTと他の事業者の競争条件が構造上同等でないことに着目し、**競争条件の公正が特に重要**とされており、通信法制においては、**NTT法と電気通信事業法が構造と行為の両面から規律をかけてきた**。（林構成員）
- 通信のようなインフラ産業においては、**設備競争が非常に重要**であり、設備競争・設備投資が前提にないとサービス競争も成り立たない。また、**設備競争がないとネットワークの高度化が進まず**、高度化・多様化する利用者のニーズに応えることができない。ただし、線路敷設基盤を全国津々浦々に保有するNTTと、地域的にしか保有していない電力系・ケーブル系事業者との間の**設備競争には一定の限界がある**。（林構成員）
- 今後、サービスの提供責務のアプローチに加えて、設備の責務アプローチが重要になると考えており、NTTは特殊会社とし、保有する線路敷設基盤を有効活用して設備を高度化し、その上で高度で多様なサービスの提供を図る役割を担ってもらうことが必要であり、その前提として、通信事業に不可欠な線路敷設基盤を今後も保持してもらうことも必要。なお、**公正競争上の措置は構造と行為の両面が必要**であることから、**NTTに対して、何らかの構造規制が必要**。（林構成員）
- 林構成員の発表にある活用業務の要件緩和は、現行の「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」という要件を取り払うという理解でよいか。（西村（暢）構成員）
  - **活用業務は、本来業務に支障のない限り基本的には自由に認めてよいが**、公正競争の観点からは重要であり、市場検証会議といった検証の場において、都度都度に検証機能を働かせて、**公正競争にゆがみのないようにしていくことも併せて必要**。（林構成員）
- 林構成員の発表について、競争条件の公正と競争行為の公正や、**構造規制と行為規制**が電気通信市場における競争政策の**両輪**という整理は、**全面的に賛同**。（西村（暢）構成員）
- **林構成員の発表内容に賛成**。競争の在り方については、短期的・限定的な効果を狙うのではなく、中長期的に国民に良い影響を与えるものになるよう検討すべき。また、経営の非効率や資源の死蔵が規制によって引き起こされないよう、**NTTの資源について、公正競争の確保と背反しない形で利活用できるようにすべき**。（高橋構成員）
- 林構成員の発表のうち、**改革の方向性に非常に共感**。これまで**線路敷設基盤についてルールがなかった部分は、制度的に補う必要がある**。これは、NTTが線路敷設基盤を今後どうするかに関わらず、構造的に設けておくことが必要。（大谷構成員）

- 自己設置要件は、公正競争を考える上でどのような意味を持つか。（大谷構成員）
  - **自己設置要件は、設備競争の観点から非常に重要**であり、他者設備の有効活用によって効率化を図ることも考えられるが、その緩和・撤廃は、東西統合にもつながることから、東西分割の検証などNTTの経営形態の在り方も含めて検討すべきであり、**効率化の観点とは切り離して考えるべき**。（林構成員）
- 自己設置要件は、最もボトルネック性を有する**アクセス部分と中継部分は分けて考えるべき**。仮に県間業務を本来業務にした場合、**県間部分は必ずしも自己設置要件を課さなくてもよいのではないか**。（相田構成員）

## NTT東西の通信インフラの在り方

- 関西地区で自己設置事業者の競争が行われる中で、オプテージはどのように料金値下げ等を実現してきたのか。（西村（真）構成員）
  - 会社の規模はNTTと比べると小さく、コスト競争力についても厳しい面があるが、**迅速なサービスの企画**やそれをすぐ市場に出すといった**スピード面**等で**創意工夫しながらサービス展開**を図っている。（オプテージ）
- オプテージの発表のうち、**アクセス部門の資本分離や東西統合、業務範囲が見直された場合には、設備競争に甚大な影響があること**について非常に共感。（大谷構成員）
- オプテージは、自己設置要件の緩和について何らかの懸念があるか。また、NTT東西は他社設備の利用による効率化を図りたいとのことだが、オプテージからNTT東西に設備を貸し出すことは可能性としてどの程度考えられるか。（大谷構成員）
  - NTTは全国に線路敷設基盤を保有していることから、**自己設置要件が維持されることをまず前提とすべき**。仮にNTTの未整備エリアにおける**他者設備の利用が検討される場合は、民間の協議を前提に、既存設備に限って協議すべき**。この場合でも、料金規制や費用負担、一種指定設備に関する規制の回避等の懸念が**解消されることが条件**。（オプテージ）
- オプテージの発表のうち、**アクセス部門が資本分離されると、恣意的に適正価格を大幅に下回る水準で光ファイバが提供される懸念がある**という点について、資本分離によってNTTが効率化され、適正に算出された価格であっても現在の価格から大幅に下回る水準で提供される可能性もあるため、恣意的な理由だけを排除すれば足りるものではないのではないか。（大谷構成員）
  - ご指摘のとおり、恣意的な理由だけではなく、**効率化によって一時的又は一定期間料金が下がることは考えられる**。（オプテージ）

## 第3回会合の主な意見等

- JTOWERの設備は、ローカル5G事業者等MNO以外の事業者への貸出しも視野に入れているのか。(相田構成員)
  - 貸出し先は制限しておらず、要望があればローカル5G事業者等にも貸し出す。(JTOWER)
- **アクセス部門の資本分離の検討パターン**について、NTTグループから資本分離する案に加え、**利用部門と設備部門をNTT資本のまま別会社とする案も考えられるのではないか**。(相田構成員)
- **アクセス部門の資本分離に係る検討の視点**のうち、定量的な「⑤分離に伴うコスト」と「⑥既存株主への影響」は、NTTに試算してもらうしかないと思うものの、特に⑥はNTTにおいて本当に試算できるのか。(高橋構成員)
  - 試算については、今後事業者とも相談しながら検討したい。(事務局)
- ケーブルテレビ連盟の発表のうち、NTTの電柱利用に関するトラブルについて、電柱・管路ガイドラインをどう評価しているのか。また、このようなトラブルをどこかに相談できる状況なのか。(西村(暢)構成員)
  - **電柱・管路ガイドラインは一定の役割を果たしているが、それでもなお利用の拒否や審査に時間がかかるといった問題が残っている**。また、このようなトラブルについて競争政策の評価の枠組みで発表する機会はあるが、事業者が個々にNTTに相談しており、公に相談するような制度化はされていない。(ケーブルテレビ連盟)